

令和7年度大分県蜜蜂に対する農薬危害防止対策

令和7年7月7日
大分県農林水産部
地域農業振興課・畜産技術室

1 情報共有及び連絡体制の整備等について

(1) 「情報開示同意者の蜜蜂飼育名簿」の情報共有

地域農業振興課及び畜産技術室は、農薬危害防止のため養蜂家から同意を得た「情報開示同意者の蜜蜂飼育名簿」を振興局及び県関係部署に提供し、蜜蜂の飼育箱設置場所や期間等の情報（以下、「飼育計画」という。）について情報を共有する。

なお、「情報開示同意者の蜜蜂飼育名簿」には、養蜂家の個人情報等が含まれるため、農薬危害防止対策以外の目的には利用せず、外部に流出しないよう取り扱いには十分注意する。

(2) 地域における連絡体制の整備及び啓発

振興局、市町村及び農業協同組合等の関係団体は、各地域において、蜜蜂の飼育計画や農薬使用者※の防除計画等の情報交換がなされるよう連絡体制の整備に努める。また農薬使用者及び養蜂家に農薬危害防止対策を推進する。併せて、蜜蜂被害が発生した場合は、管轄する家畜保健衛生所または振興局へ連絡がなされるよう養蜂家へ周知する。

※果樹や水稻等の農家、無人航空機防除の実施主体又はオペレーターなど。

2 地域における農薬使用者及び養蜂家相互の情報交換の徹底について

各地域において、養蜂家及び農薬使用者が相互に連携して農薬危害防止対策に取り組めるよう、振興局が主体となって、以下のとおり緊密な情報交換を行う。

(1) 振興局の取組について

振興局は、農薬使用者及び農業協同組合（営農指導）等から水稻及び果樹等の防除計画を把握した場合は、養蜂家へ情報提供を行う。

(2) 農薬使用者等の取組について

農薬使用者及び農業協同組合（営農指導）等は、水稻及び果樹など、地域で一斉に実施する基幹的な防除計画や臨機に実施する防除計画について、地域の連絡体制により、事前に養蜂家へ情報提供を行う。

なお、詳細な防除計画（日程、場所等）については、改めて養蜂家へ情報提供を行い、防除計画変更時の連絡も徹底する。

(3) 養蜂家の取組について

養蜂家は、飼育箱を設置する地域の農薬使用者や農業協同組合（営農指導）に蜜蜂の飼育計画を明らかにするなど、情報提供に努める。

3 農薬使用者及び養蜂家における農薬危害防止対策の推進

農薬危害防止のため、農薬使用者及び養蜂家に対し、以下の対策を推進、啓発する。

(1) 農薬使用者における農薬の適正使用等の推進

- ・地域の防除暦等に掲載する水稻の出穂・糊花期における防除薬剤や果樹関係の訪花性害虫防除薬剤については、蜜蜂等の有用昆虫への影響の少ないものを使用するように努める。
- ・蜜蜂が直接ばく露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤の使用も検討する。
- ・農薬ラベルの「被害防止方法」、「農薬の使用上の注意事項」及び「使用時期」として記載されている事項等を遵守するとともに適時適切な防除を心がける。
- ・農薬の散布時間帯に注意し、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避ける。
- ・蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用するほ場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底する。

(2) 養蜂家における農薬からの巣箱の退避の推進

- ・蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬にばく露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所）に巣箱を設置することは控える。
- ・カメムシ防除を始めとした農薬散布時には、巣箱を農薬散布されるほ場の周辺から退避させる。

- ・農薬が散布されている間、巣箱を日陰に設置するほか、水飲み場の確保等により巣箱内の温度の上昇を抑制するなど、蜜蜂に影響が及ばない環境を確保に努めつつ、巣箱の網掛けを検討する。
- ・日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努める。

4 蜜蜂被害発生時の対応について

家畜保健衛生所または振興局は、養蜂家が飼育する蜜蜂の異常死等の情報を入手した場合、地域農振興課及び畜産技術室と連携し、速やかに養蜂家等から、被害の発生場所、確認日時等について可能な限り情報を聴取する。聴取の結果、異常死の原因として農薬以外のものが特定できない場合には、国（別添）の「令和7年度蜜蜂被害事例調査実施要領」に基づき、蜜蜂被害調査、可能な場合は農薬分析用の試料の採取等を行う。蜜蜂被害調査の結果、農薬以外である可能性が高いと判断できない場合は再発防止対策を検討し、その周知啓発を行う。なお、蜜蜂被害調査の結果はとりまとめのうえ、地域農業振興課から九州農政局へ報告する。